

情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告について

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第76条の3第1項の規定に基づき、本市の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、事業者、事業所、サービスの内容等に係る情報を本市に報告しなければなりません。

報告の方法は下記のとおり独立行政法人福祉医療機構の運営する下記のホームページからログインして行うこととされており、ログインに必要なID及びパスワードは指定申請時に御提出いただいたメールアドレスに届きます。

つきましては、指定後速やかに、下記のホームページよりログインしていただき、すべての項目について御入力の上、承認者（本市）へ申請を行ってください。

申請後、市で内容を確認し、問題ないようでしたら申請を承認し、情報を公表します。御申請いただいた内容に不備等があった場合は、市は申請を差し戻します。申請を差し戻した場合は、登録いただいているメールアドレスに差し戻しのお知らせメールが届きますので、内容を修正し再度御申請ください。

なお、本書を受け取った時点でID・パスワードのお知らせメールが届いていない場合は、障害者福祉課事業者指定担当まで御連絡下さい。

【報告用ホームページ】

名称 障害福祉サービス等情報公表システム

(ページ中段の「システムログイン」からログイン画面に遷移します。)

URL <http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

！！注意！！

本制度に係る情報の報告を行わない場合は、法第76条の3第6項に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがありますので御注意ください。